

令和5年2月22日

関係教育研究機関の長 殿

熊本大学大学院人文社会科学部
水元 豊文 (公印省略)

教員の公募について

このたび、本研究部では下記により教員の公募をいたしますので、貴機関関係各位に周知方よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

1. 募集職名・人員 教授又は准教授 1名
2. 所属 熊本大学大学院人文社会科学部 公共政策学分野
3. 研究分野 政治学
4. 担当業務 ① 法学部における教育業務（「地域政治論」「まちづくり論」「演習」等の授業）
② 大学院社会文化科学教育部における教育業務（「市民参加論」等の授業）
③ 教養教育における教育業務（「現代政治の諸相」等の授業）
④ 大学院人文社会科学部における研究
⑤ 大学の運営に関わる業務（社会貢献、入試を含む）
5. 採用年月日 令和5年10月1日以降、できるだけ早い時期
6. 応募資格 ① 博士の学位又はそれと同等の研究業績をもつ方
② 本学における教育・研究に熱意を持って取り組める方
③ 本学の運営等に協力的かつ積極的に参画できる方
④ 授業を英語でできる方が望ましい。
7. 提出書類 (各1部)
 - (1) 履歴書
氏名、生年月日、現住所、連絡先（Eメールアドレス、電話番号）、学歴、職歴、取得学位・資格、所属学会・研究会名および賞罰を明記したうえ、写真を貼付して下さい（様式随意）。なお、男女を問わず、出産、育児、介護に専念（あるいは従事）した期間について考慮することを希望される場合は付記して下さい。
 - (2) 研究業績一覧
著書、論文、判例評釈、翻訳、学会報告、その他の研究業績の一覧を作成したうえ、主要業績1点に◎印を、これに準ずる業績1点に○印を付して下さい。なお、共同研究のものについては、自らの関わり方を明示して下さい。
熊本大学法学部ウェブサイト (<http://www.law.kumamoto-u.ac.jp/>) から「様式1」をダウンロードして下さい。ウェブサイトを参照できない場合は、熊本大学人事・教育系事務課法学系総務担当にご請求下さい。
 - (3) 研究業績
上記研究業績の現物（コピーでも可）。なお、主要業績およびこれに準ずる業績については、それぞれ800字程度の要約を付して下さい。また、主要業績およびこれに準ずる業績について、第三者から評価されたものがあれば、そのコピーを付して下さい。
 - (4) 教育経験の概要
教育経験のある方は、教育経験の概要を提出して下さい。
熊本大学法学部ウェブサイトから「様式2」をダウンロードして下さい。ウェブサイトを参照できない場合は、熊本大学人事・教育系事務課法学系総務担当にご請求下さい。

(5) 教育研究活動に関する抱負

採用後の教育研究活動に関する抱負をA4判2枚程度にまとめたものを提出して下さい(様式随意)。

なお、熊本大学法学部では熊本で生じた社会問題に関する共同研究を実施しています(熊本大学法学部附属地域の法と公共政策教育研究センターのウェブページ内にある「センター概要」等を参考にして下さい)。

https://www.law.kumamoto-u.ac.jp/lperc/about_us/

8. 提出方法

簡易書留又は宅配便で一括送付

封筒等に「大学院人文社会科学研究部公共政策学分野教員公募書類在中」と朱書き(提出書類は返却しません。)

9. 提出先

〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2-40-1

熊本大学大学院人文社会科学研究部長 宛

10. 提出期限

令和5年4月21日(金)午後5時までに必着

11. 労働条件等

勤務形態: 専門業務型裁量労働制

勤務時間は、職員の裁量に委ねるものとし、1日の勤務時間は7時間45分とみなす

任期の定め: なし

試用期間: 6か月

勤務場所: 熊本大学黒髪キャンパス

時間外労働: 時間外、深夜、休日労働の有無 有

賃金等: 国立大学法人熊本大学2号年俸制適用職員給与規則に定めるところによる

社会保険: 文部科学省共済組合、雇用保険及び労災保険に加入

使用者: 国立大学法人熊本大学

12. 問合せ先

熊本大学人社・教育系事務課法学系総務担当

TEL: 096-342-2316

FAX: 096-342-2310

e-mail: jsj-somu@jimu.kumamoto-u.ac.jp

13. その他

(1) 選考過程で面接を実施することがあります。

(2) 応募書類に記載された個人情報は、当該選考のみに使用し、他の目的には一切使用しません。

(3) 選考結果については、本人に通知します。

(4) 熊本大学は男女共同参画を推進しています。(詳細はウェブサイトをご覧ください。<http://gender.kumamoto-u.ac.jp/>)。

なお、業績の評価に関しては、育児休業、介護休業及び産前産後休暇を取得した期間を考慮します。